

令和6年7月3日
総務部デジタル推進監室 福居
内線：3640
外線：076-225-1243

令和5年度補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金
デジタル実装タイプ（TYPES）事業の採択について

この度、国の「デジタル行財政改革」の基本的考え方にに基づき、募集されたデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPES）事業の防災プロジェクト「広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用」に、本県の広域被災者データベース・システム構築事業が7月3日付けで採択されたので、お知らせします。

記

1. 概 要

石川県は、令和6年能登半島地震で、特に被害が甚大な奥能登6市町を支援するため、広域に避難した者を含む被災者の情報を集約する被災者データベースを構築し、被災市町へ集約した情報を提供する他、被災者アセスメント等に活用してきました。

この石川県独自のデータベースは、本年2月から運用しており、被災市町のニーズのほか、応援いただいた様々な支援機関からの要望や課題等に応じて、適宜改修しながら構築してきました。

今般、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPES）※で、令和6年能登半島地震のように、市町村の区域を跨ぐ広域災害において、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる「広域被災者データベース・システム」の開発等を先導的に行う都道府県の募集が行われ、現データベースを基に全国展開モデルとして再構築する石川県の事業計画が採択されました。

データベース・システムの構築にあたっては、被災した県内市町に加え、内閣府防災やデジタル庁といった国機関や応援職員を派遣いただいた広域自治体（岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、徳島県）、防災・被災者支援等に専門的知見を持つ団体、弁護士等の有識者が参画する検討ワーキンググループを立ち上げ、全国展開モデルとして必要な機能等について検討の上、構築することとしています。

2. 事業期間

令和6年7月から令和7年3月末まで

3. 事業費

5億円（補助率3／4、国庫3.75億円）

※デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPES） 制度概要

「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組について、プロジェクト推進に要する経費を支援。

※採択結果（デジタル田園都市国家構想推進交付金担当事務局HPにて公表済）

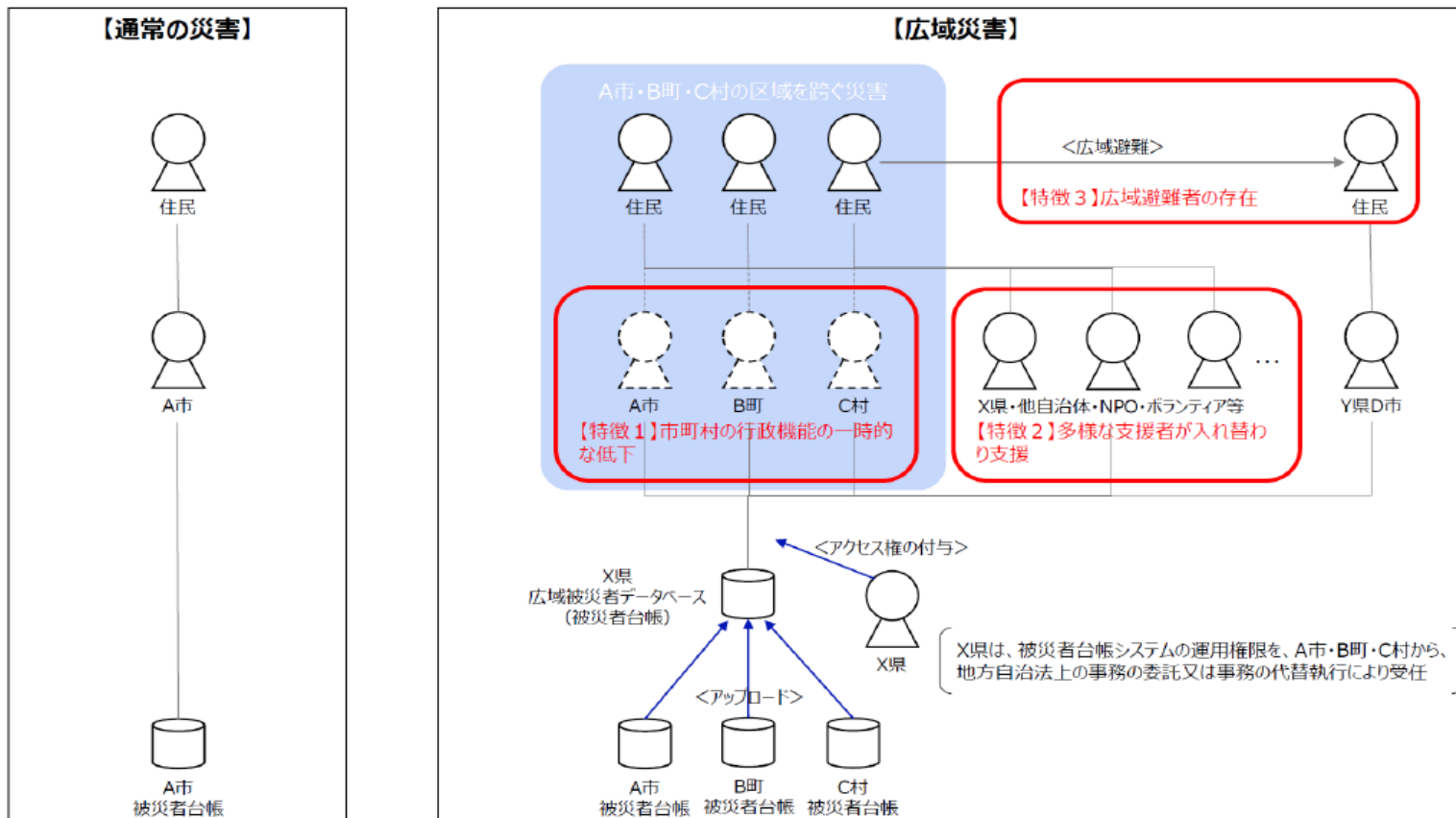
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>

概要

（広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用）

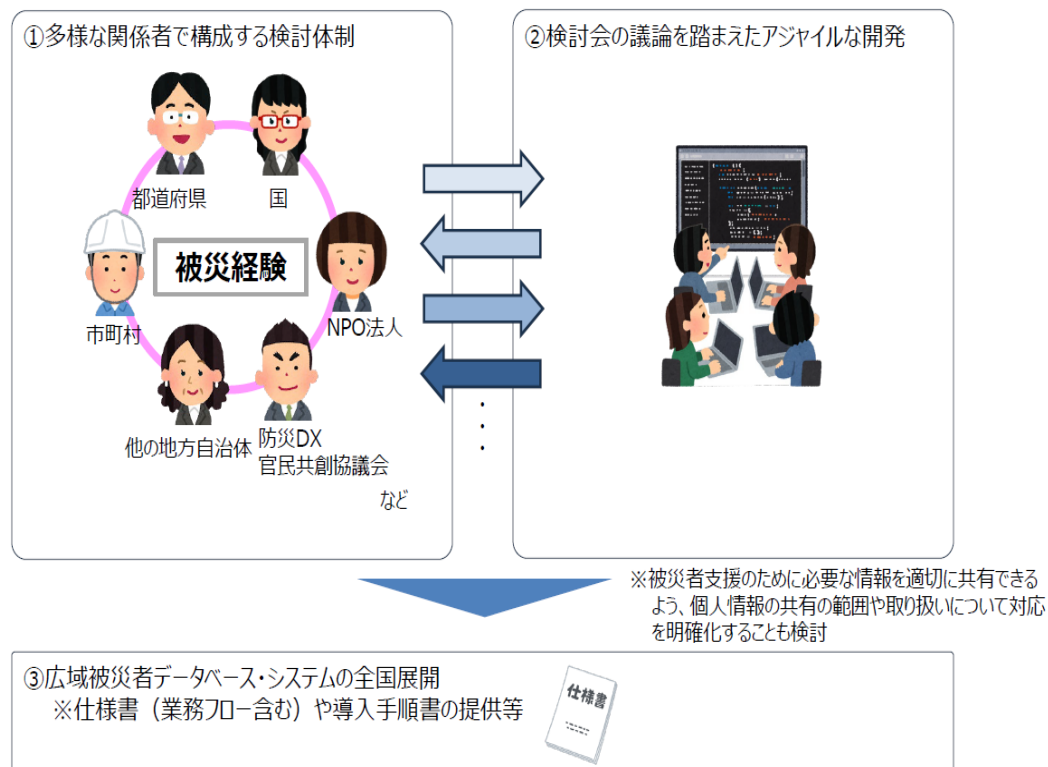
デジタル行財政改革会議

- 令和6年能登半島地震のように、市町村の区域を跨ぐ広域災害においては、通常の災害とは異なる特徴がある（下図参照）。
- このような状況でも、被災者に切れ目のない細やかな支援を行うためには、通常の災害とは異なり、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で一定の役割を果たす必要がある。
- 都道府県が当該役割を果たすため、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる広域被災者データベースの開発等を先導的に行う都道府県を募集する。





○本プロジェクトにより得られたソリューションは、広域災害が発災した際に他の都道府県も活用できるよう、全国展開することを前提としているため、次の進め方を想定している。



（3）多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用

- （1）を実現するため、多様な関係者で構成する検討体制を構築すること。
- 当該検討体制の中で検討した結果を広域被災者データベース・システムの開発に活かし、更なる課題を当該検討体制で検討をする、というサイクルを繰り返しながら、当該システムの質を高めること。
- 申請都道府県内における実施体制を記載すること。
（申請都道府県内における要員の数及びそれぞれの役割、関係する課室間の連携体制、首長等幹部のコミットメント、申請都道府県以外の他の地方自治体との連携体制等の具体の記載を求める）
- 当該実施体制には、次に掲げる者が参画すること
 - a) 都道府県のデジタル化を推進する担当の職員
 - b) 実際の災害対応、被災者支援に携わった都道府県の職員
 - c) 同一被災経験を有する複数の市町村の職員
 - d) 同一の災害対応において他の地方自治体から応援職員の派遣を受けた場合は、当該応援職員又は応援職員派遣元団体の職員（意見聴取でも可）
 - e) 同一被災経験を有しない他の地方自治体の職員（意見聴取でも可）
 - f) 広域被災者データベース・システムの開発に関して専門的知見を有するデジタル人材
 - g) 防災DX官民共創協議会
 - h) 個人情報保護に関する有識者
 - i) 国（内閣府防災、デジタル庁、デジタル行財政改革会議事務局）及びクラウド型被災者システムを運用するJ-LISの職員
- 検討会において検討すべき事項を整理して申請すること。
- 議論は原則公開とすること。

2